

## プラン改定について

## 1 男女共同参画行政の概要について

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会の実現のため、国は法を整備し、基本計画を策定しています。また、地方公共団体においても男女共同参画社会づくりのための施策に取り組んでいます。

	国	県	市
法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月施行）</li> <li>・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年施行、16 年、19 年、25 年改正）</li> <li>・男女雇用機会均等法改正（平成 19 年 4 月改正）</li> <li>・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年 9 月施行）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県男女共同参画推進条例（平成 14 年 4 月施行）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春日井市男女共同参画推進条例（平成 15 年 4 月施行）</li> </ul>
計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画基本計画（平成 12 年 12 月策定）</li> <li>・男女共同参画基本計画（第 2 次）（平成 17 年 12 月策定）</li> <li>・男女共同参画基本計画（第 3 次）（平成 22 年 12 月策定）</li> <li>・男女共同参画基本計画（第 4 次）（平成 27 年 12 月策定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいち女性プラン（平成元年策定）</li> <li>・あいち男女共同参画 2000 年プラン（平成 9 年策定）</li> <li>・あいち男女共同参画プラン 21（平成 13 年 3 月改定）</li> <li>・あいち男女共同参画プラン 21（平成 18 年 10 月策定）</li> <li>・あいち男女共同参画プラン 2011-2015（平成 23 年 3 月策定）</li> <li>・あいち男女共同参画プラン 2020（平成 28 年 3 月策定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かすがい女性計画（第 1 次）（昭和 62 年策定）</li> <li>・かすがい女性プラン 21（第 2 次）（平成 4 年策定）</li> <li>・かすがい女性プラン 21（第 3 次）（平成 8 年策定）</li> <li>・かすがい男女共同参画プラン（平成 14 年 3 月策定）</li> <li>・かすがい男女共同参画プラン改定版（平成 20 年 3 月策定）</li> <li>・新かすがい男女共同参画プラン（平成 24 年 3 月策定）</li> <li>・新かすがい男女共同参画プラン改定（平成 30 年 3 月策定予定）</li> </ul>

	国	県	市
計画	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 (平成 16 年策定、20 年、25 年、26 年改正)	・配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画 (平成 17 年策定、20 年、25 年改定)	・春日井市 DV 対策基本計 (平成 21 年 3 月策定) ・春日井市 DV 対策基本計 (2 次) (平成 26 年 3 月策定)
推進体制	・男女共同参画会議 ・男女共同参画推進本部 ・内閣府男女共同参画局	・愛知県男女共同参画審議会 ・愛知県男女共同参画行政推進会議 ・愛知県県民生活部男女共同参画室 ・健康福祉部児童家庭課	・春日井市男女共同参画審議会 ・春日井市男女共同参画推進会議 ・春日井市市民生活部男女共同参画課

## 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律について（女性活躍推進法）

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であり、基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

地方公共団体は(都道府県・市町村)は、基本方針を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定(努力義務)

## 3 プラン改定について

国・県の動向を踏まえて、平成 24 年3月に策定した「新かすがい男女共同参画プラン 2012－2021」を女性活躍推進法の推進計画を織り込み、2017 年(平成 29 年)に改定。

策定時期は、平成 30 年3月

## 4 平成 28 年度の動き

- 平成 28 年 6 月 …… 男女共同参画推進会議および研究会を設置
- 6～8 月 …… 市民意識調査の調査項目の検討(審議会・推進会議・研究会)
- 9 月 …… 意識調査の実施
- 10 月～2 月 …… 調査結果の分析、審議会での審議
- 平成 29 年 3 月 …… 男女共同参画審議会での審議・承認、報告書の公表